

特定非営利活動法人あおい糸 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人あおい糸という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県富士見市に置く。

2 この法人は、前項のほか、以下に従たる事務所を置く。

(1) 埼玉県入間郡三芳町、志木市、白岡市

(2) 鹿児島県霧島市

(3) 広島県広島市、東広島市

(目的)

第3条 この法人は、高齢者・心身障害者に対し、その社会参加と自立を支援するため、第二種社会福祉事業及び各種福祉サービス、医療等の事業を行う。またこの事業を担う福祉サービス従事者の質の向上を図るための研修・養成事業を行い、地域福祉の充実を図り、高齢者・心身障害者の福祉の増進並びに地域社会の福祉事業の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2) 社会教育の推進を図る活動

(3) 地域安全活動

(4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(5) 国際協力の活動

(6) 子どもの健全育成を図る活動

(7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(8) 消費者の保護を図る事業

(9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係わる事業を行う。

- (1) 障害福祉サービス事業
- (2) 市町村地域生活支援事業
- (3) 相談支援に関する事業
- (4) 自家用有償旅客運送事業
- (5) 介護保険法による介護サービス及び介護予防サービス事業
- (6) 介護職員初任者研修事業
- (7) 介護保険法及び健康保険法による訪問看護事業
- (8) 保育事業 保育所の経営
- (9) 葬祭にかかわる事業
- (10) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- (11) 児童福祉法に基づく事業
- (12) 一般乗用旅客自動車運送事業
- (13) 介護保険法に基づく第1号事業
- (14) 前各号に掲げる事業に付随または関連する事業

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意志を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 本人から退会の申出があったとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会において理事総数の3分の2以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した抛出金品はこれを返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類、定数及び選任等)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名
 - (2) 監事 1名
- 2 理事のうち、1名を理事長、副理事長を2名以内とする。
 - 3 理事及び監事は、総会において選任する。
 - 4 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
 - 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が、役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員の職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べる

(役員の任期)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任又は任期終了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けた時は、遅滞なくこれを補充しなければならない

(役員の解任)

第17条 役員に、職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき、又は心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるときは、総会において正会員総数の3分の2以上の同意を得て、その役員を解任することができる。この場合には、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬)

第18条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第4章 会議

(会議の種類)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 役員を選任又は解任、職務、報酬
- (3) 解散及び合併
- (4) 解散した場合の残余財産の処分
- (5) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上のものから、会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき
- (3) 第14条第4項第4号に基づき監事が招集するとき

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第2号の場合には、請求があった日から30日以内に臨時

総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集する場合には、会議の目的及び審議事項、その内容、日時及び場所を示した書面により、会議の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長はその総会において、出席した個人正会員のうちから選任する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 総会において、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の過半数以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員はその事項について、表決権を行使することができない。

(総会における書面表決等)

第28条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の個人正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者および表決委任者の場合にあってはその旨を付記すること。）
- (4) 議長の選任に関する事項
- (5) 審議事項
- (6) 議事の経過の概要及び議決の結果

(7) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び出席した個人正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人2名が署名又は記名、押印しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 理事長及び副理事長の選任又は解任
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) 職員の職務・報酬、借入金の決定
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) 総会に付議すべき事項
- (8) 前各号の他、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項その他この法人の運営に関して必要な事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上の者から会議の目的を示して開催の請求があったとき

(理事会の招集)

第33条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の場合には請求があった日から10日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集する場合には、理事会の目的及び審議事項、その内容、日時及び場所を示した書面により、理事会の日の5日前までに理事に通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第36条 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における書面表決)

第37条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席した者とみなす。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者にあつてはその旨を付記すること。）
 - (4) 議長の選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名又は記名、押印しなければならない。

第5章 資産及び会計等

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入

(5) 資産から生じる収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法に定めるところに従って、行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、次のとおり区分する。

(1) 特定非営利活動に係る会計

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

2 前項の規定に関わらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前年度の予算に準じて収入支出することができる。

3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

4 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

第6章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第46条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ特定非営利活動促進法に定める軽微な事項に係る定款の変

更の場合を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第47条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 解散のときに存する残余財産は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人に帰属させるものとする。

(合併)

第48条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第7章 雑則

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

(施行細則)

第50条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の決議を経て理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長 豊田 淳一

副理事長 大野 智康

理 事 高澤 美雪

監 事 瀬戸口 秀隆

3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定に関わらず、成立の日から2010年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、この定款の規定に関わらず、設立総会で定めるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定に関わらず、成立の日から2009年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この規定に関わらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

① 入会金 1,000円

② 年会費 2,000円

(2) 賛助会員

① 年会費 1,000円

附 則

この規則は平成21年1月26日から実施する

この規則は平成21年6月25日から実施する

この規則は平成22年12月3日から実施する

この規則は平成27年1月17日から実施する

この規則は平成28年6月1日から実施する

この規則は平成28年11月1日から実施する

この規則は平成30年6月7日から実施する

この規則は令和2年5月28日から実施する

この規則は令和3年7月1日から実施する

この規則は令和5年2月7日から実施する

この規則は令和7年7月1日から実施する

この規則は令和8年7月27日から実施する